

【所得段階別保険料率】第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで）

※ 下線は8期との変更箇所

所得段階	対象者	保険料率	第1号被保険者保険料	
			(月額)	(年額)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合計額が80万円以下の方	<u>0.285</u> ( <u>0.455<sup>※2</sup></u> )	<u>1,510.<sup>50</sup>円</u> ( <u>2,411.<sup>50</sup>円<sup>※2</sup></u> )	<u>18,120円</u> ( <u>28,930円<sup>※2</sup></u> )
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が80万円を超え120万円以下の方	<u>0.485</u> ( <u>0.685<sup>※2</sup></u> )	<u>2,570.<sup>50</sup>円</u> ( <u>3,630.<sup>50</sup>円<sup>※2</sup></u> )	<u>30,840円</u> ( <u>43,560円<sup>※2</sup></u> )
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が120万円を超える方	<u>0.685</u> ( <u>0.690<sup>※2</sup></u> )	<u>3,630.<sup>50</sup>円</u> ( <u>3,657.<sup>00</sup>円<sup>※2</sup></u> )	<u>43,560円</u> ( <u>43,880円<sup>※2</sup></u> )
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が80万円以下で、課税者と同居の方	0.90	<u>4,770.<sup>00</sup>円</u>	<u>57,240円</u>
第5段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が80万円を超え、課税者と同居の方	1.00 【基準額】	<u>5,300.<sup>00</sup>円</u>	<u>63,600円</u>
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	<u>6,360.<sup>00</sup>円</u>	<u>76,320円</u>
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	<u>6,890.<sup>00</sup>円</u>	<u>82,680円</u>
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	<u>7,950.<sup>00</sup>円</u>	<u>95,400円</u>
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	<u>1.70</u>	<u>9,010.<sup>00</sup>円</u>	<u>108,120円</u>
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	<u>1.90</u>	<u>10,070.<sup>00</sup>円</u>	<u>120,840円</u>
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	<u>2.10</u>	<u>11,130.<sup>00</sup>円</u>	<u>133,560円</u>
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	<u>2.30</u>	<u>12,190.<sup>00</sup>円</u>	<u>146,280円</u>
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	<u>2.40</u>	<u>12,720.<sup>00</sup>円</u>	<u>152,640円</u>

※1 第1から第5段階においては、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除する。

※2 括弧内は、公費負担軽減前の率

参考【所得段階別保険料率】第8期介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度まで）

※ 下線は9期との変更箇所

所得段階	対象者	保険料率	第1号被保険者保険料	
			(月額)	(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給している方</li> <li>老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方</li> <li>市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額<sup>※1</sup>の合計額が80万円以下の方</li> </ul>	<u>0.3</u> (0.50 <sup>※2</sup> )	<u>1,545.00</u> 円 (2,577.00 円 <sup>※2</sup> )	<u>18,540</u> 円 (30,900 円 <sup>※2</sup> )
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が80万円を超え120万円以下の方	<u>0.5</u> (0.625 <sup>※2</sup> )	<u>2,575.00</u> 円 (3,218.75 円 <sup>※2</sup> )	<u>30,900</u> 円 (38,620 円 <sup>※2</sup> )
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が120万円を超える方	<u>0.7</u> (0.75 <sup>※2</sup> )	<u>3,605.00</u> 円 (3,862.50 円 <sup>※2</sup> )	<u>43,260</u> 円 (46,350 円 <sup>※2</sup> )
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が80万円以下で、課税者と同居の方	0.90	<u>4,635.00</u> 円	<u>55,620</u> 円
第5段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※1</sup> の合算額が80万円を超え、課税者と同居の方	1.00 【基準額】	<u>5,150.00</u> 円	<u>61,800</u> 円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	<u>6,180.00</u> 円	<u>74,160</u> 円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	<u>6,695.00</u> 円	<u>80,340</u> 円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	<u>7,725.00</u> 円	<u>92,700</u> 円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	<u>1.625</u>	<u>8,368.75</u> 円	<u>100,420</u> 円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が370万円以上の方	<u>1.75</u>	<u>9,012.50</u> 円	<u>108,150</u> 円

※1 第1から第5段階においては、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除する。

※2 括弧内は、公費負担軽減前の率